

第1回男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会

1 日 時 令和7年5月9日（金）9時30分～11時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益委員 道前委員、中野委員

家内労働者代表委員 河村委員、北畑委員、瀬村委員

委託者代表委員 田中委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、中塚賃金室長

清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について
- (3) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について
- (4) 資料の説明について
- (5) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について
- (6) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について
- (7) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について
- (8) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取地方労働審議会鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員名簿
- (2) 最低工賃の決定、改正、廃止の手続き及び審議の工程表
- (3) 地方労働審議会令
- (4) 鳥取地方労働審議会運営規程
- (5) 家内労働法
- (6) 鳥取県男子服・婦人服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）（写）
- (7) 鳥取県の最低工賃

- (8) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成 27 年 5 月 21 日発効）
- (9) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正年別一覧表
- (1 0) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（標準作業時間・1 時間換算額）
- (1 1) 鳥取県内の業種別委託者数及び家内労働者数の推移
- (1 2) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃適用委託者数、家内労働者数の推移
- (1 3) 年度別最低賃金及び男子服・婦人服製造業最低工賃の改正一覧表
- (1 4) 全国の男子服・婦人服関係最低工賃改正状況
- (1 5) 男子服・婦人服の品目工程別全国（中四国）平均額等一覧表
- (1 6) 男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表
- (1 7) 男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表（標準作業時間含む）
- (1 8) 令和 6 年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査報告書
- (1 9) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集
- (2 0) 令和 7 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

－別添資料－

○最近の経済指標（日本銀行松江支店、鳥取県、財務省中国財務局鳥取財務事務所）

○家内労働のしおり（令和 6 年度版）

○令和 7 年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する意見収集結果

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から鳥取地方労働審議会令和 7 年度第 1 回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を開催いたします。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表の佐藤委員、委託者代表の吉岡委員は欠席の御連絡をいただいております。現在、9 名の委員のうち 7 名御出席いただいております。会議は、地方労働審議会令第 8 条第 3 項の規定により、委員の 3 分の 2 以上または各側委員の 3 分の 1 以上の出席があれば成立することになっています。本日の会議はこの定員数を満たし、有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、本日の専門部会は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望はございませんでした。

本日は第 1 回目の部会ですので、議事の 1、部会長及び部会長代理が選出されるまで

の間は、事務局で議事を進行させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、労働基準部長の高橋より委員の皆様に御挨拶を述べさせていただきます。

○高橋労働基準部長 どうも皆さん、改めまして、おはようございます。鳥取労働局労働基準部長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には本当に日頃から労働行政の運営に格別な御理解と御協力をいただいておりますこと、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。また、本日は御多用の中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

さて、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃につきましては、本年２月５日の家内労働部会で改正の必要ありとの報告を受けまして、同年３月７日開催の鳥取地方労働審議会におきまして、労働局長から審議会会長宛てに改正の諮問をさせていただいたところでございます。その諮問を受けまして、本日、専門部会が立ち上がっております。

ところで、近年、物価が上昇しております。５月に入りまして、ハムや、それからソーセージ、そういった食料品の値上げがされますとともに、米の価格上昇についても連日のようにマスコミで取り上げられている現状でございます。

現在、政府の最重点施策の一つが成長と分配の好循環の実現でございまして、その中で持続的な賃上げが求められている状況でございます。こうしたことを受けまして、最低賃金におきましても大幅に引き上げられておりまして、鳥取県におきましても、現在９５７円、これは、平成２７年の６９３円と比べますと、２６４円の大幅な引上げとなっているところでございます。

一方、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃につきましては、平成２７年以降、見直しがなされていない状況でございます。

私から言うまでもなく、この最低工賃の改正は、家内労働者の方の労働条件を改善し、家内労働者の方の生活の安定を図るためのものでございます。委員の皆様におかれましては、いろいろ御苦勞をおかけしますが、県内の家内労働者、それから委託事業者の現状などを踏まえまして、適正な最低工賃について御審議いただきますようお願いいたします。

では、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〔委員・事務局紹介〕

○清水賃金室長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

議事（１）の部会長及び部会長代理の選出についてです。資料５ページを御覧ください。地方労働審議会令第６条第４項の規定により、部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙することとされており、この規定は、第７条第４項により、最低賃金専門部会に準用するとされています。

また、第６条第６項では、部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされているところです。つまり、公益委員の３名の方から部会長を選出し、その部会長が残された公益委員の２名の委員の中から部会長代理を指名することとなっております。

選出の方法につきましては、慣例により、部会長候補の委員から推薦をいただき、全ての委員の同意を持って決定するとさせていただいておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

どなたか部会長に御推薦をお願いいたします。

○道前委員 中野聡委員を部会長に推薦いたします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

ただ今部会長に中野委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、部会長に中野委員が選挙されたことを確認させていただきます。

それでは、中野委員には、就任の御挨拶と部会長代理の御指名をお願いいたします。

○中野部会長 皆さん、おはようございます。

２月の家内労働部会に引き続いて、この専門部会の部会長をさせていただきます。

先ほどの基準部長からのお話もありましたけれども、労働局長より改正諮問というのを受けて、この専門部会をこれから開催していきます。皆さんの意見を聞きながら、昨今の最低賃金も考慮しながら報告書をまとめていきたいと思いますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、部会長代理ですけれども、道前委員にお願いしたいと思います。以上です。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、道前委員を部会長代理に御指名いただきましたので、道前委員からも御挨拶をお願いいたします。

○道前委員 この臨時委員のお話があって、それから、頂いた資料を見ましたところ、それを荒っぽく時間給に直してみても、その厳しさに本当にびっくりいたしました。それこそ最低賃金は結構最近上がってきていますけど、ここは残ったまま、厳しいなと思いました。自分に何ができるかというのは分からないですけれども、しっかりと考えたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、中野部会長、この後の議事進行についてよろしくお願いいたします。

○中野部会長 それでは、次第に従って進めていきたいと思いますが、本日の議事の2番目になります。

まず議事録の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 議事録の公開について委員の皆様にお諮りしたいと思います。資料は7ページ、鳥取地方労働審議会運営規程、これの裏を見ていただきまして、8ページになります。鳥取地方労働審議会運営規程の第6条第2項において、議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがあるなどの場合は、会長は、議事録及び会議資料の全部または一部を非公開にすることができる旨が規定されています。この条項につきましては、第10条において、最低工賃専門部会における準用と、「会長」は「部会長」と読み替えるものと規定されております。本日の議事録及び会議資料の公開の取扱いについて、御確認をお願いいたします。

○中野部会長 ただ今事務局より議事録及び会議の資料の公開について説明がありましたが、公開の取扱いにしたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議事録及び会議の資料については、公開という取扱いで事務局は対応よろしくお願いいたします。

○中塚賃金室長 承知しました。

○中野部会長 では、議事に入りたいと思います。

議事の２番目、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長　そうしますと、資料の１７ページを御覧ください。本年３月７日に開催されました鳥取地方労働審議会におきまして、家内労働部会での審議内容の報告を受け、改正の必要性ありと審議された結果、このような文面で鳥取労働局長から鳥取地方労働審議会会長宛てに諮問をしておりますことを御報告させていただきます。以上でございます。

○中野部会長　ありがとうございます。

ただ今の説明については特にありませんね。

では、引き続き次の議事ですが、３番目、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について、事務局から説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長　それでは、諮問を受けての専門部会の設置、公示による意見聴取結果、専門部会報告の取扱い、答申から発効までのスケジュール、この４点につきまして説明をさせていただきます。

まず、専門部会の設置について御説明させていただきます。資料の４ページを御覧ください。こちら中ほどの３段目あたりを御覧いただきますと、先ほど説明しました鳥取労働局長の諮問を受けて、鳥取地方労働審議会では専門部会を置くことになります。その委員は、先ほど御紹介させていただきましたが、地方労働審議会令第７条により、地方労働審議会会長が指名することとなっております。

３月７日に開催されました鳥取地方労働審議会におきまして、本日御出席の皆様は本審議会会長より御指名させていただいております。資料の１ページの委員名簿に載せておりますので御覧ください。

２つ目に、公示による意見聴取結果について説明いたします。資料は同じですが、４ページの左側の２段目あたりを御覧ください。最低工賃の改正諮問を行った場合は、鳥取地方労働審議会が関係家内労働者と委託者から意見を聴取するための公示をすることになっており、本年３月７日から３月２４日まで意見聴取の公示を行いましたが、意見の提出はございませんでした。

３つ目に、専門部会報告の取扱いについて説明します。資料５ページ、地方労働審議会令第６条の第７項及び第７条第４項によりまして、部会長が審議会委員である場合は、部会の議決を持って審議会の議決とすることができると規定しています。また、資料の

7 ページ、鳥取地方労働審議会運営規程、9 ページの第 11 条第 1 項にも同様の規定がございます。先ほど選出いただきました当部会の中野部会長は、審議会委員であります。したがって、この専門部会の議決内容をもって本審議会の答申となります。

なお、この規定の採用につきましては、本年 3 月 7 日に開催されました鳥取地方労働審議会において了承済みであることを御報告いたします。

最後、4 つ目です。答申から発効までのスケジュールについて御説明いたします。資料は 91 ページになります。こちらは、令和 7 年 6 月中に部会での答申が行われた場合のスケジュールを載せております。答申後、公示日の翌日から 15 日間、この答申に対する異議申出の受付を行うこととなっておりますが、異議申出がなかった場合は、部会としての審議は終了といたします。事務局での官報公示のための事務処理を行い、官報公示となります。それから 30 日経過した日が法定発効日ということになります。

以上、説明を終わります。

○中野部会長 ありがとうございます。

今、事務局から、まず、4 ページの行程表で、この専門部会を大体 2 回から 3 回予定していることと、あと、専門部会報告の取扱いとスケジュールについて説明がありましたが、皆さんから何か質問がありましたら受け付けますけれども、どうでしょうか。よろしいですかね。

(異議なし)

では、議事を進めていきます。

4 番目、資料の説明について、事務局からお願いいたします。

〔資料説明〕

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局ほうから鳥取県の最低工賃の内容と現状ということで、10 年近く改正されていないですけど、その内容についての細かい資料説明と、あと、他局との比較、また、経済動向等について、たくさんの資料を基に説明がありましたけれども、ざっと見て、多過ぎてまだ理解ができていないところがあるかもしれませんが、今の段階で何か質問等ありましたら、意見を言っていきたいと思います。質問のある方。

○河村委員 資料ナンバー 17、63 ページです。他県との換算をしていただいとると思うのですが、例えば、そで口裏まつりで、福島が 10 センチで 6 分、換算をすると、鳥取県の 28 センチ掛ける 2 に換算すると 33 分 36 秒ということですよ。というこ

とになれば、5.6倍になっているので、設定されている6分が5.6倍になっていて、この横の16円というのは、6分の16円ということでいいですね。

○中塚賃金室長 この表の中の最低工賃額というのは換算したものではなくて、そのままの福島県で設定してある工賃の金額ということになりますので、換算した金額ではございません。

○河村委員 ですね。ということは、時間が5.6倍になるので、単純に鳥取県の基準に合わせると、最低工賃は16円掛ける5.6倍ということになる。

○中塚賃金室長 というふうにも考えられます。

○河村委員 はい、承知しました。

○中野部会長 ほかの方で質問がある方おられますか。今のところはいいいでしょうかね。

では、また後で何かありましたら、資料を見返していただいて質問いただければと思います。では、議事を進めます。

5番目、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

〔資料説明〕

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今それぞれの委託者等の調査結果について説明がありましたが、男子服・婦人服ともそれぞれ委託者数が1ということで、1社だけの内容になっていますけども、この資料について、何か質問等ありましたらお願いいたします。

○河村委員 先ほど説明があった77ページの標準作業時間のところなんですけど、1社ということなので、全て一緒というのは理解できます。平均の時間が委託者から得られた実態ということだと思うのですが、23ページにある鳥取県の男子服・婦人服製造業の最低工賃の表に標準作業時間がありますよね。これとの、できれば比較表を次回でも作っていただけるとありがたいなと思いますので、すみませんがよろしくお願いします。

○中塚賃金室長 承知しました。鳥取県の男子服・婦人服製造業最低工賃の今の標準作業時間と、あとは、委託者から出てきた標準的作業時間の比較ということですね。またこの後、意見収集結果もありますので、それも含めて、また検討ということでさせてもらってよろしいでしょうか。

○河村委員 はい。

○中塚賃金室長 意見収集結果にもそういった時間を確認することがありますので、ま

たそのときにも御意見をいただければというふうに存じます。

○河村委員 はい、分かりました。

○中野部会長 では、そういうことでよろしく願いいたします。

ほかにありますか。

(なし)

では、取りあえず議事を進めていきます。議事6ですね。鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について、事務局から説明をお願いします。

[資料説明]

○中野部会長 ありがとうございます。

委託者側からの意見収集の結果、また、家内労働者側から意見収集結果について、これは5月2日時点ですが、集計結果の説明がただ今ありました。

質問等ある方は挙手をお願いいたします。

○河村委員 先ほどの関連ですけれども、さっきの意見収集結果の5ページが家内労働者で、5ページ、6ページに分けて書いてあるのですが、できれば実態の数字と、今の標準作業時間の設定値と、実態の先ほどの資料の数字と、委託者が見直すべきと言っている数字と、家内労働者が見直すべきと言っている数字を一つの表にしていただけると非常に比較がしやすいので、御検討をお願いします。

○中塚賃金室長 先ほどの関連するところですね。3ページにつきましては、委託者でするので、1社しかございませんので、この数字がそのまま来ると思いますが、5ページにおきましては、この回答があった方が9名中この人数しかいないということになります。そうなりますと、個々に、例えば見直しが必要と思われる標準作業時間で、一番上のそで付け裏まつりでしたら、1人の方が30分、1人の方が30分、で、1人の方が17分ということで、ちょっとばらつきがあるのですけれども、ここは、この表のまま入れるというのもありますし、平均するとおかしいかなというのもございます。

○河村委員 一旦のところ、この表のまま入れていただけると。

○中塚賃金室長 この表のまま、その部分については掲載するということによろしいでしょうか。

○河村委員 はい。

○中塚賃金室長 併せて、工程に費やした実際の作業時間というのも記入いただいとる

部分がございますので、それもこのまま入れるというふうなイメージでよろしいでしょうか。一番右につきましては実際の作業時間を書いておりますので。経験年数も、皆さん、9名の方で、経験年数の少ない方ということで私どもお願いしておりますが、ばらつきもあると思います。それを平均するのもおかしいので、これもそのままということでもよろしいでしょうか。

○河村委員 そうですね、お願いします。

○中塚賃金室長 はい、承知しました。

○中野部会長 では、事務局は資料の作成をお願いいたします。

ほかに御質問等ある方ありますか。

(なし)

では、議事を進めます。

以上で事務局からの説明は終わりましたが、議事の7番目、それでは、最低工賃の改正審議について入りたいと思います。現在の最低工賃は平成27年に改正されたもので、約10年間据え置かれております。先ほどからの説明にもありましたように、最低工賃の内容について、いろいろ品目とかあるわけですが、まず、大きく3つ、皆さんの中で意見をお聞きしたいと思っています。

まず、1番目ですが、今、工程にいろいろな品目が書かれていますが、この男子服・婦人服の中で新たに設定する品目があるか、また、削除をする品目があるかというところ です。

2番目が、それぞれ作業時間というものが示されていますが、この標準作業時間について見直しが必要であるかどうかということです。

あと、3番目に、現在設定されている各品目の工賃について、幾らに改正していくのか、そういうところについて、それぞれの側で意見をまとめていただけたらという具合に思います。

どうしましょう、まずは一回、それぞれの側で集まって協議されますか。

○北畑委員 そうですね。

○中野部会長 では、それぞれの委託者側、労働者側に分かれて協議していただきたいと思いますが、時間はどれぐらい取りましょうか。

○北畑委員 10分ぐらいですか。

○中野部会長 では、１０分間休会といたします。

〔各側協議〕

○中野部会長 では、審議を再開いたします。

各側に分かれて品目の関係、あと、標準作業時間、品目の工賃についてそれぞれ協議していただきました。その内容について発表していただきたいと思います。

まず、家内労働者側から発言をお願いできますか。

○北畑委員 それでは、北畑から報告をさせていただきます。

先ほどいただきました３点につきまして、今後の考え方について整理をしてみました。

１つ目、工程のところで、新たな設定する品目があるか、また、削除するようなものがあるかというようなところですが、それにつきましては、資料の２１ページと、あと、７７ページを参照しながら整理をしていきました。当然２１ページと７７ページは同じ内容になるわけですが、瀬村委員の話を参考にしますと、背広の上着の工程につきましては、今現在、横線になって、取扱いがないだろうと思われているところもたまにあるということが確認できました。よって、まず、この部分については、全ての工程について今現在あるといったところを確認しております。

一方、ズボンにつきましては、委員自体が携わっていないということなので、一度この部分については持ち帰って、周りの人にどういったものかということを確認します。

この上着と、またズボンの全体につきましても、もう一度委員の周りの方とも確認をしながら、特にズボンのところを中心として、必要なものがあるのか、新たに必要とされるものがあるのか、また工程としてなくなっているものなのかを次回までに確認をするため持ち帰りをお願いしたいといったところがまず１点目になります。

２つ目になりますが、作業時間についての見直しでありますけれども、こちらも同様、７７ページ目のところと、今度は２５ページ目の実際の、今現在認識されている、当時、最低賃金が６７７円だったときの、こちらの標準作業時間との比較を先ほどの時間を使ってしましたところ、幾つかの部分について大きな差があったということが確認できています。

参考までに、例えば７７ページ目のところの上から２番目のそで口裏まつりというのが、標準作業時間２１分というふうに示されているわけですが、２５ページ目のそで口

裏まつりは標準作業時間8分というような内容になっています。この辺りのところの所で口裏まつりのところの部分、また同様に、見返し7ミリというところが次のところにあります。こちらも差があるようです。また、糸くず取りなども差があるようです。

ただし、全体でこれ40分ですね、おおよそ。作業時間的には40分というのは比較的適当で、この部分は合っているというところがありますので、その辺りの個別に見ると全体的な作業で見るのを含めて、一度持ち帰らせていただきたいと思います。この辺りの標準作業時間を周りの人と確認をしながら、もう一度適当なところを探ってもらふということのほかは、ほぼ現在の認識している作業時間と大きな差はなかったですので、その辺りのところを含めて検証してもらいたいといったところです。

3点目の最終の最低工賃についての考え方ですが、先ほど来ありますとおり、やはり、最低賃金との検証は十分に必要だろうということを考えております。最低賃金を考慮した考え方に基づいて、標準作業時間、また、新たに品目を加えるか、加えないかなどを含めて換算していきたいといったところでございます。

最後に、婦人服のところですが、婦人服につきましては、今現在労働者がいないといったところではございますが、今後また新たに発生する可能性があるのではないかといいうふうに私どもとしては考えております。よって、婦人服につきましても、今回については同様の考え方に基づいて審議を進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

他の労働者側委員の方は発言いいですか。

(なし)

では、委託者側の意見をお願いいたします。

○西村委員 そうしましたら、委託者側の今後審議を進める上での取組の考え方をお話します。今の時点での考え方であって、結論ではないので、結論はこれからいろいろ審議を進める中で詰めていきたいなと思っていますので、あくまで現時点ということでお聞き取りいただけたらと思います。

まず、1つ目の項目の新設や改廃については、これも事前に吉岡委員とも話をしているのですが、現状で実態と著しく乖離している部分はないという捉え方なので、もし仮に乖離しているところがあれば、それは審議に応じさせていただきけれども、今の時点では必要性は特には感じていないというのが現状でございます。

それと、作業時間や、それぞれの項目ごとの価格といいますか、お金の部分ですけれども、これについても、どういう方法で見直しをしていくのがいいのかというのは、一つ一つ審議を進めていくという方法もちろんあるのだと思うのですが、発注の仕方として、一般的な仕方としては、例えば糸くず取りだけを1, 0 0 0着用意したの
で1, 0 0 0着やってくださいというような発注の仕方はほぼなくて、1着作ってお幾
らですよみたいな発注の仕方が一般的ではないかというところがあって、先ほど出来上
がりでというお話もありましたけれども、そういうベースで見ていくのがいいのじゃな
いかというふうにおっしゃっていました。私もそういうふう理解しています。という
ことになると、一つ一つの項目を見直していくということになると、物すごく労力と根
拠を示さないといけないので大変ですけれども、一律見直しをかけていくような形が合
理的じゃないかというふうに考えています。そうすると、当然全体的に上がるのではな
いかというところです。

もともと今回の審議に応じるということで、見直しが必要であると委託者側が考えた
理由というのは大きく2つあって、1つ目は物価高への対応ということで、冒頭、高橋
部長からもありましたけれども、物価高騰が顕著であるということはもう誰もが知って
いるところですので、実質的な賃金の目減り分を補填しないといけないということは当
然だということの観点が一つあるのと、もう一つは、働き手の確保ということで、今後
発注する、受けていただける人がいなくなってしまうたら共倒れになってしまうので、
そういったことも防止しないといけないという、この大きな2つの観点で、今回の見直
しに応じるといいますか、見直しを進めていくということなので、その点を考えながら、
金額についてはどの程度上げていくのかということを考えていきたいなというふうに思
っております。

資料の中でちょっと注意しないといけないなと思っているところがあって、時給換算
というのが当然目安として必要になってくる、最低賃金と比べようと思うと、そういう
考え方が理解できるのですけれども、一方で、この仕事というのが、自分のペ
ースで仕事ができるといういい点もあって、実際の意見収集結果の中でも、同じ仕事で
あっても自分は15分でできるけれども、ほかの人だったら30分かかりますよみたい
な回答の仕方をされている方もいらっしゃいますし、本当に同じフィールドで、すごく
効率のいい方もおれば、そうじゃない方もおられるような感じで仕事ができるフィ
ールドだろうなというふうにも思っているのです、そこの利点はやっぱり残していかないとい

けないのだらうと思います。プロしか仕事ができないというのではなくて、全員プロではあるのですけれども、ゆっくりと丁寧な仕事をされる方もおれば、てきぱき仕事をされる方も同じフィールドで仕事ができるというのは、とてもいい働き方だろうなというふうに思います。意見収集結果の中でも80代の方もおられましたし、若い方ももちろんおられるのですけれども、同じ土俵で仕事をされているわけですので、そういったことも考慮しながら、最初に言いましたけど、働き手の確保というところも考慮して、今後、審議を進めさせていただきたいなと思っております。以上です。

○中野部会長　ありがとうございます。

田中委員は、いいですか。

○田中委員　大丈夫です。

○中野部会長　あと、道前委員、何か意見はありますか。

○道前委員　質問してもよろしいですか。

○中野部会長　はい。

○道前委員　婦人服についても見直しされるということでしたら、従事している方がいらっしゃらないと、その実態、その工程がどうかというのは、どういうふうにやられるのかちょっと心配もあつたりします。そのところは皆さんで考えられるのかなと思いますが、やること自体はいいにしても、何か方法がちょっと難しいのかなとか、実態の調査がと思いました。これ、質問ではなくて感想ですね、今答えを求めませんけど。

それともう一つ、先ほど西村委員が言われた、自分のペースでできるというのは、本当、内職される方のいいところ、好かれる、良いとこだと思うのですが、標準作業時間というのがそもそも平均的な、熟練でもう慣れてさっとできる方もいれば、ゆっくりやる方の前に新米でできないとかというのがあると思うのですが、やっぱり自分でペースを決めるというよりも、普通、この作業をやって、ちょっと慣れたらこれぐらいの時間、全くのど新米じゃなくてというような、標準作業時間というものをどういうふうに捉えるかというのが結構決め手になることなのかなと思って、そのところを今の標準作業時間の決定要素というのですか、考え方みたいなのを踏まえて、また見直しも必要なのか必要じゃないのかを考える必要があるかなと思いました。どれも感想ですね。

○中野部会長　感想ということですので、特に回答はいいかなと思っておりますが、標準作業時間については、定義ってどっかに書いてありますか。

○中塚賃金室長　初級熟練者という言葉を使っているのですけれども、ある程度、例え

ば和裁でしたら、和裁の学校を出たとか、あとは、男子服・婦人服でしたら、経験をある程度積まれた方ということでして、今年度行った意見収集結果の備考欄にも付けておりますが、資料の８８ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。８８ページに、家内労働者に対する標準作業時間についてどう思われますか、見直しが必要と思われる方についてはというところで、欄外の注２を見ていただきますと、見直しが必要と思われる標準作業時間欄には、経験が１年程度の家内労働者が標準的な作業速度で、１つの品目の工程とか規格の品物を仕上げるのにかかる時間をということでお願いをしております。ですので、あくまでも最低工賃ということになりますので、一般的な、標準的なというところがこういった形でお願いをしているところでございます。

○中野部会長　ありがとうございます。

先ほど事務局から説明がありましたが、一応、標準作業時間としては、経験が１年程度の家内労働者が標準的な作業速度でというふうなところで考えていきたいなという具合に思っております。

今、それぞれ労働者側と委託者側、公益委員の皆さんから意見をお聞きして、ある程度のところは次回までにまとめて、また発表いただけるのかなという具合に思いますので、取りあえず、本日の審議については以上のところにしたいと思います。

では、その他というところで、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長補佐　それでは、次回、第２回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会は、６月９日月曜日、９時半からこの会場、この場所で開催いたします。

あと、本部会閉会後に、事務局より事務連絡がございますので、お席でお待ちください。よろしくお願いいたします。以上です。

○中野部会長　ありがとうございます。

では、次回までにそれぞれの委員の方は意見をまとめていただきたいと思います。

以上で本日の審議を終わります。